

## 大統領制の変容とトランプ大統領

梅川健(首都大学東京)

### 1. 大統領制の変容

#### 1) 協調的大統領制

1930年代～1960年代

「大きな政府」のコンセンサス

大統領権限の拡大(議会と裁判所の協力)

#### 2) ユニラテラルな大統領制

1970年代～今日

イデオロギー的分極化(保守とリベラル)

大統領権限の拡大(大統領の法律家による正当化)

濫用(裁量の逸脱など)が疑われる権限行使

### 2. 大統領による政策実現のルート

#### 1) 立法

法案提出権なし。議会は民主党・共和党で分断。

#### 2) 司法

連邦裁判官の指名(ニール・ゴースッチ最高裁判事、下級裁判所人事)

訴訟で政権の立場の主張

#### 3) 行政

法執行方法の変更(ただし、法律の範囲内で)

### 3. 「大統領令」とは何か?

#### 1) 行政命令(executive order)

大統領から行政組織への命令

法的根拠記載、連邦官報記載

#### 2) 大統領覚書(presidential memorandum)

大統領から行政組織への命令

法的根拠曖昧、連邦官報記載無

#### 3) 布告(proclamation)

大統領からアメリカ市民への通知

儀式的なもの

実質的なもの

通商・関税政策についての通知など

恩赦

#### 4. トランプ大統領の「大統領令」

図1 行政命令の数 (2017年1月～2018年5月、積み上げ)

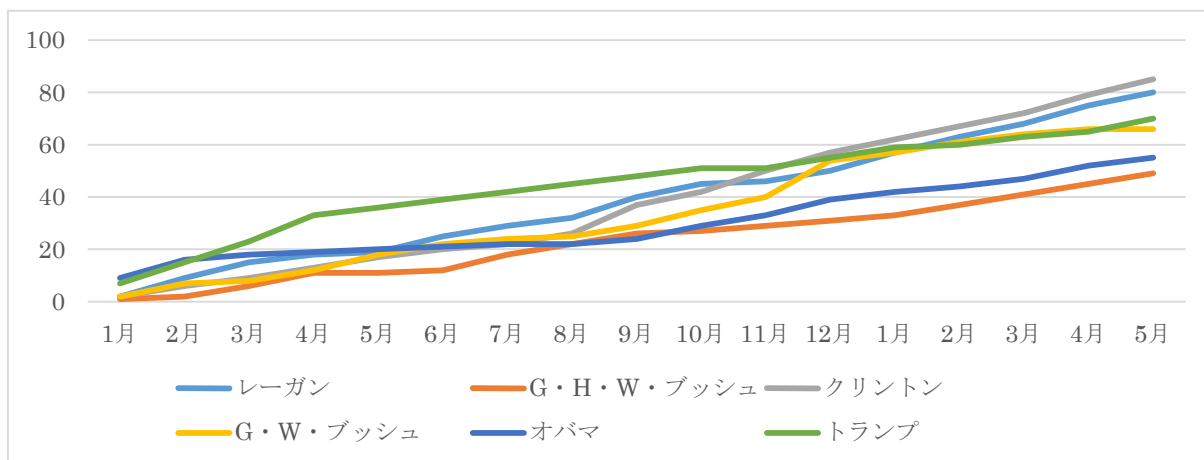
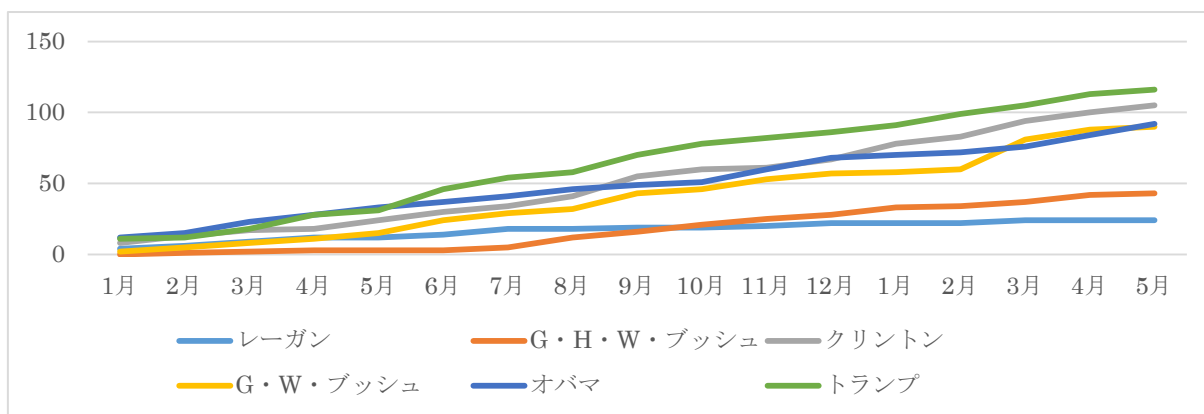


図2 大統領覚書の数 (2017年1月～2018年5月、積み上げ)



出典：American Presidency Project, White House より報告者作成

##### 1) トランプによる「大統領令」の特徴

法定の裁量を超え、法律を代替するような命令の存在 (オバマと共通)

「休眠」していた権限の活用

##### 2) 「宗教上の自由」政策

・ 2017年5月4日、行政命令 13798号 “Promoting Free Speech and Religious Liberty”

税法上の 501(c)(3)団体 (合衆国法典第 26 編内国歳入法 501 条) の大きな変化

501(c)(3)団体は「政治活動」を行った場合、免税資格を失うと定められる。

トランプは、「政治活動」から「宗教的な観点から道徳問題もしくは政治問題について語る」ことを除外するように、内国歳入庁に指示。

### 3)鉄鋼とアルミへの関税引き上げ

- ・2017年4月20日、大統領覚書“Steel Imports and Threats to National Security”  
商務長官に、鉄鋼輸入が米国安全保障の脅威になっていないかの調査を命じる。
- ・2018年3月8日、布告9705“Adjusting Imports of Steel Into the United States”
- ・2018年3月22日、布告9711“Adjusting Imports of Steel Into the United States”
- ・2018年4月30日、布告9740“Adjusting Imports of Steel Into the United States”
- ・2018年5月31日、布告9759“Adjusting Imports of Steel Into the United States”  
「アメリカが輸入している鉄鋼は、アメリカの安全保障を損なう。ゆえに、鉄鋼の輸入を制限する」とトランプは言い、25%の関税引き上げ。  
根拠法は、貿易拡大法(Trade Expansion Act of 1962)232条(の修正版)  
「輸入品が安全保障上の脅威であると商務長官が認識した場合、商務長官は大統領に輸入制限についての提案をする。大統領はその提案を受け入れるか決定する。」  
同法は、そもそもは共産主義国からの直接・間接の輸入を止めるためのもの
- ・1974年貿易法(Trade Act of 1974)の301条との違い  
貿易拡大法232条は、国を問わない輸入品目への措置  
貿易法301条は、相手国の「不公正な」貿易障壁・貿易慣行への措置

### 4)中国に対する通商法301条

- ・2017年8月14日、大統領覚書“Addressing China’s Laws, Policies, Practices, and Actions Related to Intellectual Property, Innovation, and Technology”  
通商法302条に基づいて、アメリカの知的財産権を侵害する中国の法律、政策、慣習についての調査を、大統領がUSTRに命じる。
- ・2018年3月22日、大統領覚書“Presidential Memorandum on the Actions by the United States Related to the Section 301 Investigation”  
8月14日に命じたUSTRの調査結果に基づき、中国に交渉を申し入れた。  
調査結果は、中国政府は外国人所有権の制限、投資制限、技術移転の強要をしている。→ 関税引き上げへ(?)

### 5. 今後のトランプ大統領と「大統領令」

議会による法律制定が困難な状況においては、「大統領令」による政策実現はトランプ大統領にとって魅力的な方法であり続けるだろう。  
議会は、協調的大統領制の時代に大統領に大きな権限を与えてしまっている。  
現在の議会が、与えた権限を削除することは容易ではないだろう。